

## 平成27年度第2回小田原市文化財保護委員会 会議概要

日 時 平成28年2月19日（金）午後1時30分～3時30分

場 所 小田原市郷土文化館会議室

出席者 文化財保護委員

相澤委員（委員長）、勝山委員（副委員長）、岡本委員、鳥居委員、中村委員、  
平田委員、松蔭委員、吉田委員

※欠席委員 岩橋委員、吉良委員

小田原市

教育委員会：栢沼教育長

文化部：杉崎副部長

文化財課：大島課長、山口担当副課長、渋谷係長、相川主査、下澤主事

### 概 要

#### 1 開会

#### 2 教育長あいさつ

#### 3 議事

##### （1）協議事項

ア 市指定文化財新規指定候補について（資料1-1, 1-2）

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

当日追加の資料に基づき小田原城内古碑について、追加の説明を行った。

#### 【質疑応答】

（相澤委員長）

まず、指定の流れについて委員の皆様にご意見を伺いたい。

（松蔭委員）

資料1-1にある「教育委員会関係課」とはどこの所管のことか。

（事務局）

文化部内の学芸員に意見を求め、市の教育委員会としてまとめたものである。

（松蔭委員）

以前、新規指定について、「文化財保護委員から候補をあげてもらおう」との説明を

受けたが、今回そうしないのか。

(事務局)

別紙(参考資料)に以前、文化財保護委員から指定候補として挙げていただいた一覧を添付している。以前文化財保護委員会で、この一覧を基に事務局で指定候補をあげて審議を進める流れを決めた経緯がある。この一覧にないものであっても、今後候補としてふさわしいものは一覧に追加して検討していきたい。

(松蔭委員)

文化財保護委員会の中で候補の選定をするものと思っていた。

(事務局)

今日はその場であると考えていただいて構わない。もし指定すべき候補がほかにあれば協議していただきたい。

(相澤委員長)

一覧以外にも候補物件があればあげていただきたいが、まずは資料に沿って協議を進めていきたい。指定の流れについてほかに意見はないか。

(相澤委員長)

1点ずつ委員の皆様には審議いただきたい。まず、絹本著色 両界曼荼羅図について意見を伺いたい。

(鳥居委員)

推薦理由にあるとおり県内でも珍しく候補としてはふさわしい。傷みが激しいようであり指定されるのであれば修理が必要となる。

(相澤委員長)

神奈川県内には古い絵画は珍しく中世にさかのぼるものは少ない。小田原には指定されていないものも含めて多く残っている。この両界曼荼羅図は指定にふさわしいと思う。

(相澤委員長)

木造 阿弥陀如来坐像について委員の皆様のご意見を伺いたい。

(鳥居委員)

最近修理をしたということだが、どこの修復事業者で修復したか。

(松蔭委員)

京都の山科の仏師 須藤光昭氏と聞いている。

(鳥居委員)

その方は文化財の修復実績があるのか。

(松蔭委員)

現代の名工に選ばれている。実績はあると思う。

(鳥居委員)

技術は確かなようであるが、文化財としての修復という視点ではどうか。信仰の対象としての仏像の修復と文化財としての修復は異なる。以前調査した時と外観が異なっているので現状を確認したい。

(事務局)

改めて現地を見ていただいて仏像の現状について確認をしていただきたい。

(松蔭委員)

指定物件として候補に挙がったことを新光明寺は知っていたか。

(事務局)

候補一覧を作った段階では所有者には知らせていない。

(相澤委員長)

修理後の状態は写真では正確に把握はできないが、像自体は古いもので非常に良いものである。現地を視察する機会を作ってもらい、委員で見に行くのが良いと思う。

(勝山副委員長)

仏像の修理というのは当時の技術を使うものなのか、それとも最新の技術を使うものなのか。

(鳥居委員)

やり方にもよるが、木材の隙間を埋めるような場合は、今風の直し方をする場合がある。やり方によっては外観が変わってしまう場合がある。鎌倉時代の仏像が修理に

よって鎌倉時代と全く違う姿になることもある。

(相澤委員長)

松蔭委員の話では、修理を担当した仏師はかなり古いものには慣れているようである。おそらく昔ながらのやり方をしているのではないか。その場合それほど風合いは変わらないのではないか。

(松蔭委員)

下地からやり直すので、下地の積み重ね方等によって風合いは変わってしまう可能性もある。

(相澤委員長)

金箔や金泥は取ることもできると聞いている。修理したばかりなので可能性は低いがそういうことも考えられる。

(相澤委員長)

小田原城内古碑について委員の皆様の意見を伺いたい。

(鳥居委員)

この時代の他の板碑では居神神社と寶金剛寺の物は指定されている。御用米で見つかったものも価値は高いと思われる。

鎌倉には光明寺と五所神社の2か所に常総型の板碑があるはず。横須賀の物はどこにあるのか。

(事務局)

即答できない。

(鳥居委員)

小田原城内古碑の石材は安山岩と聞いており、常総型板碑の場合、筑波山麓の黒雲母片岩製なので、指定に当たっては石材について考察する必要がある。

(事務局)

地球博物館の山下氏に確認したところ、溶岩流の縞が観察できるので安山岩であることは間違いないが、箱根起源であるかどうかははっきりとは言えないとのことだった。改めて確認をしたい。

(相澤委員長)

他の2件とともに現地視察ができるのか。

(事務局)

可能であり、現地視察の際には見ていただく予定である。

(鳥居委員)

もともと、その場所にあれば「場所」が大きな意味を持つ。

(相澤委員長)

移動することも視野に入れてよいのではないか。指定候補に挙げていくことを進めてほしい。

(相澤委員長)

一覧以外で候補となるものがあれば協議をしたいと思うが、委員の方から推薦はあるか。

(松蔭委員)

上輩寺の五輪塔は。もし名が入っていれば国指定となるような価値のある物件だと思う。箱根石仏群の五輪塔に匹敵する優美なものである。また、指定にはなっていないが海蔵寺の宝篋印塔は説明板の内容が違うので確認いただきたい。

調査に取り掛からないと進んでいかない。

(鳥居委員)

上輩寺の五輪塔は小田原市史の通史編にも載っており、市で調査している。規模も大きく指定の価値はあるものだと思う。

(相澤委員長)

上輩寺の五輪塔は一覧にも載っている。

(事務局)

改めて検討する。

(松蔭委員)

一覧にある「小田原城跡」とは何を指しているか。

(事務局)

もともと岡本委員がご推薦いただいたものですが、小田原城跡は国の指定になっているが市指定の物があってもよいのではないかという考え方で一覧にのっている。

(相澤委員長)

岡本委員の意見はどうか。

(岡本委員)

事務局の説明のとおり。

(松蔭委員)

具体的に場所はあるのか。箱根口は国指定になっているのか。

(事務局)

箱根口は、櫓台石垣や枳形の土塁、三の丸小に続く土塁の辺りは国指定だが、市所有の平場部分など指定されていない箇所がある。

(松蔭委員)

箱根口は複雑な変遷をしている箇所である。30年ほど前に国指定とする方向で検討があったと聞いている。

(事務局)

現在は、平成22年度に作成した八幡山古郭総構保存・管理計画に従い管理をしてきているが、その前には松蔭委員の言うとおりに、原型になる保存管理計画もあり、保全について検討されてきた。また、平成2年頃の調査で、寛文期の改修後の枳形の南側の石垣が発掘され、その結果に基づき土盛りで平面表示をしており、遺構が顕在化するような形で概ね良好に保全されているものと考えている。

(相澤委員長)

小田原城跡は範囲も広いので一つ一つ協議をするのは難しい。専門の委員と事務局で調整してから委員会で協議するようにしてもらいたい。

(松蔭委員)

小田原少年院北側に土塁の残痕と堀が残っている。調査をすれば堀から土塁の立ち上がりを確認できるのではないか。少年院の院長も前向きだと聞いている。

(相澤委員長)

意見については、考古の委員や事務局と協議してもらいたい。

事務局は協議した3件の指定に向けて所有者との協議や調書の作成を進めてもらいたい。委員の皆様にもご協力をお願いしたい。

## (2) 報告事項

ア 江戸城石垣石丁場跡（早川石丁場群関白沢支群）の史跡指定について  
（資料2）

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

### 【質疑応答】

（相澤委員長）

委員の皆様からご意見、ご質問を伺いたい。

特になし

（相澤委員長）

約8万㎡同意が取れず範囲が減少したようであるが、将来的にはどうするつもりか。

（事務局）

国指定史跡となると、自分の土地を自由にできないのではないかと、という不安があり、今回同意を得られなかった。引き続き機会をとらえ、将来の追加指定に向けて働きかけていきたい。

（相澤委員長）

市民への広報活動もお願いしたい。

イ 勝福寺十一面観音立像（県指定）の修復について（資料3）

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

### 【質疑応答】

（相澤委員長）

昨年度の開帳時に私も確認した。写真ではわかりづらいが虫食いの跡があり修復が必要と思っていた。ご住職がご理解を示していただいたということでありがたい。

（鳥居委員）

早めに修理をした方が良い。

ウ 寶金剛寺真言八祖像（県指定）の修復について（資料4）

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

（相澤委員長）

委員の皆様からご意見、ご質問を伺いたい。

真言八祖像は神奈川県内では2つしかなく貴重な文化財である。傷みも激しいので早めに修理してもらいたい。

（松蔭委員）

これらの修復については、市の補助はどのくらい出るのか。

（事務局）

いずれも県指定であり、県からは1/2～1/3の範囲内、市は1/4以内で予算の範囲内での補助となる。

（3）その他

ア 千代寺院跡の調査報告書の刊行予定について報告

（事務局）

千代寺院跡については、平成17年度から専門部会において調査を行い、平成21年度までに成果をまとめて報告書を刊行する予定であったが、予算の関係もあり刊行に至らなかった。しかし、このたび平成28年度予算を再度計上して報告書の刊行に向けて調整している。予算が認められれば刊行に向けた具体的な作業に入っていく。岡本委員には部会の部会長としてご協力をお願いしたい。相澤委員長はじめ委員の皆様にもご協力をお願いします。

（相澤委員長）

部会長の岡本委員には特にご尽力いただくことになろうかと思いますが、集大成ということですのでよろしくお願いします。

本日の議事は終了したが、他に何かあるか。

（松蔭委員）

紹太寺の稲葉一族の墓所の修復についてどのようになっているか。

（事務局）



紹太寺と調整しているが修復には至っていない。市の補助としては1/2以内で補助金の交付が可能であるが、紹太寺の負担としてとして残り1/2が重くなかなか着手できていない。

(松蔭委員)

史跡であることから復旧の方法等は市で指導する必要があるのではないか。寺の施設を元に戻すという考え方ではいけないのではないか。専門的な計画を作る必要があるのではないか。墓地の前に御霊屋跡があるので、史跡として一体で整備するぐらいでもよいのではないか。

(事務局)

復旧の前に木を撤去する必要がある。まず、木を撤去して墓石の状態を確認しながら復旧を行っていきたいと考えている。

(相澤委員長)

予算の関係もあるのではないか。復旧までを一つのプロジェクトとしてやっていくのが良いのかもしれない。

(事務局)

市としては、民間寄付であるクラウドファンディングなどの手法も使って、所有者の負担を減らすことを考えている。

(鳥居委員)

倒木はそのままなのか。

(事務局)

倒れたままであるが、被害の実態が分かっていない。木の撤去を所有者に働きかけているが、所有者としては周りの木が再度倒れる可能性もあると考えており実現できていない。公平性を踏まえつつ、所有者の負担が減るように調整をしていきたい。

(松蔭委員)

まず、木を撤去しないと復旧が見えてこない。そこまでは市が率先してやるべきではないのか。

(事務局)

市内部でそうした面での調整はしたが、公平性を鑑みて難しいと判断した。所有者

の負担が減る方策を検討している。

(鳥居委員)

自由に入れる状態であるか。市の文化財として立ち入り禁止等にするべきではないのか。

(事務局)

所有者でコーンを立てて立ち入り禁止にしている。最近立て看板も立てたと聞いている。

(相澤委員長)

文化財を守らねばならないというのはあるが、所有者との関係もあり難しい問題である。文化財保護委員会としてもこのまま見ているだけというのは心苦しいので、所有者と調整して様々な案を練って行ってほしい。

(松蔭委員)

市として史跡だけではなく、観光資源としても謳っている。市が進める必要があるのではないか。所有者が勝手にやってしまうことで他の問題が発生する可能性もある。

(鳥居委員)

動き出しとしては、所有者が行わないといけないのでは。

(松蔭委員)

まず動けるように市が主導すべきではないか。

(事務局)

被害状況により復旧方法を決めていきたい。まずは木の撤去が必要である。木の撤去についても段階的に行うなど、所有者の負担を軽減する方法を提案している。

(相澤委員長)

難しい問題ではあるが、文化財保護委員会としてもできることはしていきたい。所有者との協力体制を密にしてもらいたい。今後とも懸案事項として進捗を報告してもらいたい。

(松蔭委員)

文化財保護委員会として議論していきたい案件についてどのように進めればよい

のか。

(相澤委員長)

基本的には、委員会は市の諮問等を受け、それについての議論を行う場である。

(松蔭委員)

国指定史跡もしくはそれに準ずるものについて、一昨年9月に市の会議室で話をしたが議題に上がってこない。

(相澤委員長)

そういうことであれば、委員会としては事務局から協議事項として出してもらいたい。

(松蔭委員)

事務局から出さなければ議論できないというのであれば、教育長挨拶にもあった期待に委員会が答えられない。

(相澤委員長)

委員会において各委員から自由に意見を出してもらうのは良いと考えているが、限られた時間の中で全てを議論するのは難しい。開催を多くするなど事務局としても考慮してもらいたい。

(松蔭委員)

過去には国指定史跡の中での開発などについて文化財保護委員会で議論し、方針を所有者に伝えていたが、その点どうなのか。

(事務局)

かつては、文化財保護委員会で議論していたこともあった。埋蔵文化財についても協議したこともある。現在は国指定史跡内でも財産権が尊重されるようになっている。また、小田原城跡については保存管理計画ができてその計画方針に基づいて管理されている。

先ほどの少年院北側の件については計画にないため、別途検討が必要であると考えられる。

(相澤委員長)

松蔭委員の言うことも理解できるが、それぞれ専門が異なることもあり、資料がな

い中で議論するのは難しい。次回の委員会までに事務局と調整して協議事項として出してもらおうことで良いか。

(松蔭委員)

専門分野が異なる中でも、文化財を守るという理念に従って話をしていくことが大切であると考えている。

(相澤委員長)

専門分野が違うから話ができないのではなく、資料がないと議論が難しい。

(松蔭委員)

時間が許すかぎりですとつだけ伺いたい。

(地図により説明)

三の丸小学校南側の国指定史跡の土塁のところに住宅地があるが、どのような取扱いか。

(事務局)

三の丸土塁は市が所有している。住宅があるところは普通財産として市が住民に貸し付けている。

(松蔭委員)

住民に貸しているのであれば、市の所有がはっきりしている。国指定史跡の保全の観点から住民に働きかけ、移転や復旧などの状況を小まめに委員会に報告してしかるべきだと思う。

(事務局)

働きかけについては以前から行っており、住み続けたい場合は取り上げることはできないが、移転に際しては市に返還してもらおうようお願いしている。

(松蔭委員)

城跡整備委員会の内容を文化財保護委員会で報告するとなっていたはずだが、どうなっているのか。

(事務局)

城跡整備委員会において大きな動きがあれば報告する。おそらく次回の委員会では整備の方向性などを報告できると思う。植栽専門部会の内容も同様である。

(相澤委員長)

大きな動きがあれば、報告してもらいたい。

他に議論が無ければ、これで本日の委員会を終了します。

※ 神奈川県内の常総型板碑について、横須賀市のものは、横須賀市大津町にある大津古墳群 3号墳板碑（2基：横須賀市史 考古に記載）であることを確認しました。